

千葉市緑区町内自治会連絡協議会要望事項（回答）

要望事項	シニアカー駐車場の設置について			
千葉市緑区町内自治会連絡協議会への回答				
<p>千葉市では、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、計画的に自転車等の駐車のための駐輪場整備を進めています。自転車等とは、自転車または原動機付自転車と定義されており、現在は、シニアカーについては、駐輪場での駐車対象とはなっておりません。</p> <p>なお、今後の社会動向や、シニアカーの駐車需要等を注視して参ります。</p>				
担 当	自転車対策課	企画整備班	氏名 保科昭久	TEL 内2548